

CSV 経営研究会 会員規程

1. 入会資格

- CSV 経営研究会（以下、本会）の趣旨に賛同し、本会の定める会則および会員規定を順守する者は、原則、誰でも入会することができる。
- ただし、入会に際しては、以下の手続きを満たすこと。
 - ① 入会フォームの必要事項の記入
 - ② 会則および会員規定を順守することの承諾

2. 会員期間

- 会員期間は、入会申請日から同会計年度の3月31日までとし、退会の申請がない限り自動的に継続するものとする。
- なお、継続した場合の会員期間は、同会計年度の1年間とする。

3. 会費

- 会員の会費を、当面の間、無料とする。
- なお、研究会や他の学会活動において費用が生じる場合は、別途、参加費を徴収する場合がある。

4. 行動原則

- 会員は以下の行動原則に従うものとする。
 - ① CSV(Creating Shared Value)経営の普及発展に寄与すること
 - ② 会則および会員規定を順守すること
 - ③ 本会を利用したセミナーやコンサルタント等の営利活動を行わないこと

5. 退会

- 退会を希望する者は、所定の手続きに従い事務局に届け出なければならない。

6. 除名

- 会員が以下の項目に該当する場合、本会は会則が定める方法により会員を除名することができる。
 - ① 会則および会員規定に反したとき
 - ② 本会の運営を妨げたとき
 - ③ 本会の他の会員に損害を与えたとき
 - ④ 公序良俗に反する行為があったとき
 - ⑤ その他、除名に相当する理由があったとき

7. 個人情報

- 本会が取得した会員の個人情報は、大阪公立大学プライバシーポリシーに則り適切に管理するとともに、研究会活動の告知など本会の活動にのみ使用する。

大阪公立大学プライバシーポリシー>

https://www.upc-osaka.ac.jp/compliance/privacy_policy/

8. 改廃

- 本規定の改廃は事務局の決定をもっと行うこととする。

2024年12月1日制定

附則

1. この規定は、2024年12月1日より適用する。